

## 控訴状

東京高等裁判所 民事部 御中

平成 24 年 3 月 13 日

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 1 1 - 6 英守ビル

電話：050-3530-8541 / fax：03-5641-6699

控訴人（原告） 特定非営利活動法人空援隊

上記代表者 理事/理事長 小西 理

（事務所及び送達場所 同上）

〒150-8001 東京都渋谷区神南 2 丁目 2 番 1 号

被控訴人（被告） 日本放送協会

上記代表者 会長 松本 正之

訂正放送等請求控訴事件

上記当事者間の東京地方裁判所平成 22 年(ワ)第 45488 号訂正放送等請求事件につき、平成 24 年 2 月 29 日判決の言渡しがあり、控訴人は、同日判決正本を受領したが、上記判決は全部不服であるから、控訴を提起する。

原判決の表示（主文）

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から 1 週間以内に、被控訴

人の放送する NHK 総合／デジタル総合（全国放送）の番組「追跡！A to Z」の放送時間帯において、または、上記期間中に同番組の放送が無い場合及び同番組が既に廃止されていたときは、期間内の土曜日午後 9 時 53 分～10 時 20 分の時間帯において、別紙 1 記載の文章を 2 回繰り返して読み上げる方法により、訂正放送をせよ。

3 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から 1 週間以内に、被控訴人の放送する NHK 総合／デジタル総合（全国放送）の番組「追跡！A to Z」の放送時間帯、または同番組が既に廃止されていた時は、期間内の土曜日午後 9 時 53 分～10 時 20 分の時間帯において、別紙 2 記載の文章を 2 回繰り返して読み上げる方法により、謝罪放送をせよ。

4 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から 1 週間以内に、被控訴人のインターネット「NHK オンライン」内「追跡！A to Z」の番組ホームページにおいて、または同番組ホームページが既に廃止されていた時は、「NHK オンライン」のトップページにおいて、別紙 3 記載の謝罪文を掲載し 2 週間以上継続掲載せよ。

5 訴訟費用は、第 1 審、第 2 審を通して、被控訴人の負担とする。  
との判決を求める。

#### 控訴理由

追って、控訴理由書を提出する。

#### 添付書類

資格証明書 1 通

#### 附属書類

控訴状副本 1 通

以上

## 別紙1 「訂正放送」

放送法第4条に基づく訂正放送を致します。

NHK 総合/デジタル総合におきまして、平成22年10月2日、午後9時53分～10時20分の時間帯で、「追跡! A to Z “疑惑の遺骨”を追え～戦没者 遺骨収集事業の闇～」と題した番組を放送しましたが、その中で、次のような間違った放送を致しました。

まず、フィリピン・アバタン村村民男性のインタビューシーンにおいて

「遺骨を日本のグループに渡してお金を得たという男性に出会うことが出来た」「その男性は日本兵とフィリピン人の遺骨が混じって放置されていると祖父から聞かされていた」と虚偽のナレーション説明をした後、男性の発言内容をテロップで『「すべてが日本人のものかどうか分からない」と伝えましたが、何も聞かずに「1・2・3…」と数え始めたのです。そして「48体」という結果が出て、一つもはじかれませんでした。つまり「すべて日本人の骨」ということになったのです。』と、現地トゥワリ語を誤訳・捏造して表示しました。

アバタン村村民男性の正しい発言内容と真意は、次の通りです。

「先の大戦の後、打ち捨てられた骨を大きな穴の下に埋めた話を祖先から聞いた。」「祖先は、フィリピン人の骨が混じっているかどうか知らない。」「骨は全部持っていつてもらったので、それは日本人の骨である。」

更に番組では、「男性は労賃という名目で、遺骨1体あたり500ペソ計24000ペソを手に入れた」「空援隊から受け取ったのは日本円にして、およそ5万円。年収の半分に相当する大金だった」と、ナレーションによる虚偽の説明をしましたが、実は、24000ペソは、遺骨収集を行なった彼と、その仲間が、受け取った労賃の総額であり、彼だけのものではありませんでした。また、そもそも彼は、取材担当者と年収の話をしていませんでした。

次に、労賃について、

番組では「委託を受けた空援隊は、それまでとは全く違う収集方法を取り入れました」「現地のフィリピン人に協力を求め遺骨を収集してもらいます。そして、労賃という形で、遺骨と引き換えに、お金を支払うことにしたのです」と図解入りナレーションで説明し、あたかも空援隊は、遺骨と引き換えにフィリピン人に金銭を渡すという従来にない方法を使って遺骨収集をしているかのような、誤解を生じさせる虚偽内容の放送をしましたが、空援隊が、遺骨発見者や収集者に対してお金を支払うのは、文字通り、労働の対価であり、また、遺骨収集活動において労賃を支払うことは、空援隊に限らず、従来から、また他の収集地域でも、通常行なわれているもので、特別なことではありません。

次に、フィリピン・ワンワン村で行なわれた集会のシーンで、

「2日に渡って行なわれた空援隊と住民との話し合い」「村の住民からは、盗まれた遺骨が、空援隊に渡っているという非難の声が相次いだ」と虚偽のナレーション説明をした後、『骨を遺族に無断で勝手に持ち出すのは犯罪です』『この問題を解決すべきだ』との村民の

発言を用いて、あたかも空援隊がワンワン村の村民から遺骨の盗難を非難されているかのような誤解を生じさせる放送をしましたが、空援隊は、この時点で未だワンワン村から遺骨収集を行なっておらず、そもそも遺骨紛失事件と、空援隊とは全く無関係です。放送で使用されていたシーンは、番組冒頭で紹介した亀井亘氏と、空援隊との話に食い違いがあるため、日本人同士の話し合いをして欲しいとの住民側からの要請を元に行なわれたもので、ワンワン村で行われた、空援隊と亀井氏の話し合いに村民が同席した時の模様の一部を切り貼りして、空援隊と村民との集会のようにみせかけた放送をしました。

尚、取材担当者は本放送のための3週間のフィリピン取材に、亀井氏を同行させており、彼の証言を元に、彼の案内で取材を行なっていました。この点において、番組は、報道の中立性を著しく欠いております。

次に、「宣誓供述書」を検証する場面において

再びフィリピン・アバタン村村民同男性のインタビューシーンで、トゥワリ語を誤訳し『「宣誓供述書」なんて書いていません。書いたのは村長です。でも骨を山で見つけたのか洞くつでみつけたのかなど、詳しいことは村長に説明していませんけど』『じゃあ見つけた場所は言っていないのですか。』『言ってます』と、内容を捏造したテロップを出し、「この村では全ての宣誓供述書を村長が一人で書いているのだという」というナレーション説明を加えて、あたかも「宣誓供述書」は、本人以外の人間が事実に関係なく勝手に書いている非常にいい加減なものであるかのような誤解を生じさせる内容の放送をしました。

アバタン村村民男性の正しい発言内容と真意は、次の通りです。

「私と私の仲間は、身分証明書を持っていなかったのでサインが出来ず、村長が代わりにサインをした」「我々は山や丘や洞窟から骨を回収した」「カメラマンから“正確な場所を示せないのか”と聞かれたので、“無い”と答えた」「遺骨を村長のところに持っていった時に詳しい話をしなかったのは、既に以前からその話をしていたからだ」

また同じく、フィリピン・アバタン村カモル村長へのインタビューシーンでは、「日本人の骨と何故いえるのかと問うと、徐々に本心を口にし始めた」と、まるで今まで隠していた事実を話し始めたような誤解を生じさせるナレーション説明の後、ここでもトゥワリ語の誤訳をし、内容を捏造したテロップで、『宣誓供述書といたってその骨がどこの何の骨なのか、私には確認のしようがない。私にはそれをチェックすることなんて無理だ。』『それでは供述書の意味がまったくないじゃないですか。』『だって怒られるんだよ。みんな遠いところから大変な思いをして骨を持ってくるんだから。供述書を書かないといたら私が怒られるよ。』と放送しました。

フィリピン・アバタン村カモル村長の正しい話の内容と真意は次の通りです。

「宣誓供述書を私がサインしているのなら、それは日本人の骨だ」「日本人の骨だということが真実かどうか、私はチェックすることができない」「私は住民と集会を持ち、日本人の骨だけを回収するように指導している」「遠くから骨を回収してきた人々は、私が証明しなかったら怒るだろう」

更に同じシーンで、番組では、「村長が書いた宣誓供述書を入手した」と宣誓供述書を見せながら「これまでに 2000 体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出したという」と、ナレーションをしましたが、空援隊は、アバタン村から 862 体しか収集していません。

次に、「遺骨の鑑定を引き受けているという人物を直撃した」と番組で紹介したフィリピン国立博物館フィルム学芸員の取材シーンで、

「日本兵の遺骨をどう選別しているのか、その答えは、驚くべきものだった」というナレーション説明の後、『私は「これは日本人の骨だ」と言った事はありません。人間の骨を肉眼で見ても、どこの国の人間かわかるはずがありません。』『つまり…』『無理です。無理』というテロップを出し、更に「そもそもフィルム氏の専門は” 鉱物学”」「彼の仕事は集まった遺骨の数を数えることが中心だ」というナレーションの補足説明によって、あたかも、彼が、鑑定できない専門外の人間であるという誤解を生じさせる内容の放送をしましたが、フィリピン国立博物館のフィルム学芸員は、昭和 50 年代から日本の遺骨収集に関わっているフィリピン唯一の人物であり、収集した遺骨の「個体数識別」を行なっている方です。また、彼は、日本の遺骨収集事業において、フィリピン政府から派遣されている人物でもあります。フィルム学芸員が行なっている「個体数識別」は、収集された遺骨の各部位を特定し個体毎に分けて、最終的な遺骨個体数を査定しているもので、放送で説明した「数を数えることが中心」というような軽いイメージのものではありません。更に、彼は個体数識別の際に、モンゴロイドとそれ以外や、老人・子供・女性の骨などの区別も行なっています。尚、収集された遺骨が日本人のものであるかどうかについては、「宣誓供述書」をもとに、現地住民の証言や状況と合わせ、日本の厚生労働省の職員が、現場で最終的な判断を行なっています。

次に、鎌田 NHK 解説委員が、厚生労働省を訪ねた際の取材インタビューシーンで、

「日本兵以外の遺骨が混じっても、まあ、ある程度仕方が無いと、つまり、遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだから、その中に混じっても仕方が無いと、というふうなおっしゃり方をするんですよ。」と失言し、空援隊がまるで、旧日本兵以外の遺骨が混じることを容認しているというような内容を放送しましたが、決して「空援隊」は、旧日本兵以外の遺骨が混じることを容認しているわけではありません。

そもそも、日本人のものであると判断された遺骨の中に、フィリピン人の遺骨が混入する可能性は、戦後 60 数年経った現在、皆無だと断言することは、現場においては誰にも出来ません。また、過去の収集においてもそれは同様であり、専門家の「個体数識別」でさえ、ここ数年前からのみ行なわれている事実から考えれば、従来の収集と、空援隊の収集との間に大きな差は無いどころか、より確かなものであると言えるかも知れません。

最後に、現地取材のまとめのシーンで、

「形ばかりの鑑定と、いい加減な宣誓供述書」「三週間に渡る追跡から見えてきたのは、

厳正であるべき遺骨収集の杜撰な実態だった」とのナレーション説明に続き「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑、もはやそれは、疑いようの無い事実であると、私には思えました。」と、鎌田 NHK 解説委員がナレーション発言をしましたが、空援隊の行なっている遺骨収集事業の手続きは、全て、フィリピン国内法に基づき行なわれており、収集された遺骨が日本人のものであることは、フィリピン政府が認めたものです。具体的な手続きとしては、遺骨の収集者および発見者が宣誓供述書を提出、土地の所有者や行政長（村長等）が認証、大統領府直轄の国立博物館学芸員が個体数識別を実施し旧日本兵の遺骨であることを認証するというものであり、併せて、日本の厚生労働省職員が現場で最終的な判断を行なっており、フィリピン政府と日本政府の双方が合意の下、遺骨が旧日本兵のものであることを確認したものを日本に帰還させています。

遺骨の「鑑定」につきましては、そもそも、フィリピンを含む南方戦線地域においては、当時の戦況、遺骨の状態やその数量の多さから、科学的鑑定は事実上不可能です。一般的に思い浮かべることの出来る DNA 鑑定は、日本人であることが確定している検体（その多くは遺族等）と合致しているかどうかにおいてのみ有効であり、現在、遺骨の欠片から国籍を特定できる「鑑定」というものは存在しません。戦後 60 数年に亘る過去、南方地域における日本の遺骨収集事業においては、稀有なケースを除き、従来から「鑑定」は行なわれていません。併せて、空援隊からは、インタビュー取材の際に「遺骨の鑑定は行なっていない」「科学的鑑定は不可能である」との旨を明確に伺っていたにもかかわらず、番組の都合上、その事実を無視して、あたかも「鑑定」が行なわれることが前提と思わせるような内容の放送をした後、事実、鑑定が行われていないことを指して「形ばかりの鑑定」とあると間違った放送をしました。

また、「宣誓供述書」につきましては、フィリピン国内法に基づく正規の法律文書です。

フィリピンにおいて、遺骨発見者または遺骨収集者が、遺骨が旧日本兵のものであると署名している「宣誓供述書」は、空援隊が、本人からその状況の聞き取り調査を行い作成し、本人署名のほか、現地弁護士によって身分証明書（ID）確認や文書内容の再確認が行なわれ、公正証書化されているものであり、第三者が事実に関係なく勝手に書いたりすることは出来ません。「宣誓供述書」へのサインは、一部本人が英語の読み書きできない、或いは、身分証明書を持っていない場合には、行政区長（村長など）が代筆しています。尚「宣誓供述書」に仮に内容の虚偽や間違いがあった場合は、その署名人がフィリピン国内において法的に裁かれます。また、当然のことながら、その事実はキリスト教国であるフィリピン国内において、周知の事実であり、広く一般国民に知られています。

以上のように、事実に反する内容の放送をしてしまったのは、厳正中立であるべき公共放送の番組制作過程で、制作者が、対立する一方の意見を鵜呑みにし、偏った視点のまま裏づけ取材を行い、事実をまげて番組編集を行なったこと、及び、NHK にその内容のチェック体制が不確実であったためです。改めて、ここに訂正と関係者各位に深くお詫びを申し上げます。

## 別紙2「謝罪放送」

NHK 総合／デジタル総合におきまして、平成 22 年 10 月 2 日午後 9 時 53 分～10 時 20 分の時間帯で、「追跡！A to Z “疑惑の遺骨”を追え～戦没者 遺骨収集事業の闇～」と題した番組を放送し、その中で、日本の遺骨収集事業として厚生労働省から委託を受けた NPO 法人「空援隊」がフィリピンから持ち帰った旧日本兵のご遺骨の中に、大量のフィリピン人の骨が混じっているかのような内容をお伝えいたしました。そのような事実は無く、NPO 法人「空援隊」の名誉を深く傷つけ、多大なご迷惑をおかけする結果となってしまいました。NHK は、「特定非営利活動法人空援隊」および、関係者の皆様に対し、深くお詫びし、謝罪いたします。

併せまして、同番組の中で、「空援隊」があたかも、フィリピン人の遺骨が日本人の骨の中に混じることを容認しているかのような放送を致しましたが、そのような事実は無く、この点につきましても、「空援隊」の名誉を深く傷つけ、多大なご迷惑をおかけしましたことを「空援隊」および関係者の皆様に対し、NHK は深くお詫びし、あらためて謝罪いたしますと共に、御遺骨となられた戦没者の方々にも改めてお詫びを申し上げ、一日も早いご帰国が叶いますよう尽力されている方々に対して、深い敬意を表し、猛省して、同様の事件を引き起こさないように最善の努力を払う事をお誓い申し上げます。

申し訳ありませんでした。

### 別紙3「訂正・謝罪文」

NHK 総合／デジタル総合で、平成 22 年 10 月 2 日午後 9 時 53 分～10 時 20 分に放送いたしました「追跡！A to Z “疑惑の遺骨”を追え～戦没者 遺骨収集の闇～」におきまして、日本の遺骨収集事業として厚生労働省から委託を受けた NPO 法人「空援隊」がフィリピンから持ち帰った旧日本兵のご遺骨の中に、大量のフィリピン人の骨が混じっているかのような内容をお伝えしましたが、そのような事実はありません。

本放送の結果、「特定非営利活動法人空援隊」の名誉を深く傷つけ、多大なご迷惑をおかけする結果となりましたことについて、「空援隊」および関係者の皆様に対し、深くお詫び申し上げますと共に、御遺骨となられた戦没者の方々にも改めてお詫びを申し上げ、一日も早いご帰国が叶いますよう尽力されているの方々に対して、深い敬意を表し、猛省して、同様の事件を引き起こさないように最善の努力を払う事をお誓い申し上げます。